

佐賀県告示第176号

災害対策基本法第2条第6号の規定による指定地方公共機関の指定（平成24年佐賀県告示第284号）の一部を次のように改正する。

令和8年6月16日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 一般社団法人 <u>佐賀県エルピーガス協会</u> 公益社団法人佐賀県トラック協会 <u>一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会</u>	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 一般社団法人 <u>佐賀県LPガス協会</u> 公益社団法人佐賀県トラック協会 <u>一般社団法人佐賀県バス協会</u> <u>一般社団法人佐賀県タクシー協会</u>
株式会社エフエム佐賀 株式会社サガテレビ 長崎放送株式会社 一般社団法人佐賀県医師会 公益社団法人佐賀県栄養士会 公益社団法人佐賀県看護協会 一般社団法人佐賀県歯科医師会 一般社団法人佐賀県薬剤師会 社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会 一般社団法人佐賀県建設業協会	株式会社エフエム佐賀 株式会社サガテレビ 長崎放送株式会社 一般社団法人佐賀県医師会 公益社団法人佐賀県栄養士会 公益社団法人佐賀県看護協会 一般社団法人佐賀県歯科医師会 一般社団法人佐賀県薬剤師会 社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会 一般社団法人佐賀県建設業協会